

ID: 808

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

<p>処分の概要</p>	<p>土地の引渡等に要した費用の納付(第99条の8第5項・第99条第3項の準用)</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市再開発法 第118条の28第2項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和44年法律第38号</p>		
<p>【基準】 準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第3項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>